

嘉瀬川・六角川・松浦川学識者懇談会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「嘉瀬川・六角川・松浦川学識者懇談会」（以下、「懇談会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 懇談会は、嘉瀬川水系、六角川水系、松浦川水系の河川整備計画（以下、「整備計画」という。）策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や今後の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して意見を述べるものとする。また、整備計画に基づいて実施される事業のうち事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 懇談会は、九州地方整備局長が設置する。
2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから九州地方整備局長が委嘱する。
3 懇談会の委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

(懇談会の成立)

第4条 懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。
3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

(公 開)

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 事務局は、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所及び佐賀河川事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

この規約は、平成28年9月27日より施行する。

令和元年 9月13日 (改定)

令和3年 9月30日 (改定)

令和6年10月21日 (改定)

令和7年10月23日 (改定)

嘉瀬川・六角川・松浦川学識者懇談会 委員名簿

氏名	専門分野	所属	役職
ウォンタナーストーン・ナルモン	水環境	佐賀大学理工学部	准教授
大串 浩一郎	水工学	佐賀大学理工学部	教授
押川 英夫	水工学	佐賀大学理工学部	教授
加藤 治	農業水利	佐賀大学	名誉教授
古賀 憲一	水環境	佐賀大学	名誉教授
後藤 隆太郎	景観	佐賀大学理工学部	教授
重藤 輝行	文化財	佐賀大学芸術地域デザイン学部	教授
滝川 清	海岸環境 防災工学	熊本大学	名誉教授
田島 正敏	魚類	龍谷高等学校	講師
徳田 誠	河川生物	佐賀大学農学部	教授
山西 博幸	環境工学	佐賀大学大学院理工学研究科	教授
山本 長次	経済	佐賀大学経済学部	教授

※五十音順、敬称略